

岩手県告示第656号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年10月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 南部鉄工建設有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町田河津字高金95番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐藤正一郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7658号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年9月26日付けで大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年10月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ユーハウス
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市石畑7番51-1号
 - ウ 代表者の氏名 大桃武
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第9589号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年10月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。